

(高裁経由)

高松地裁総第282号

(組ろ-05)

平成25年2月15日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高松地方裁判所長 小佐田 潔

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 自庁査察

高松地方裁判所本庁

別紙第1

同 丸亀支部

別紙第2

同 観音寺支部

別紙第3

2 全庁査察

高松地方裁判所本庁，同丸亀支部，同観音寺支部

別紙第4

(別紙第1)

平成24年12月25日

高松地方裁判所長 殿

高松地方裁判所執行官監督官 横 溝 邦 彦

平成24年度第1回(自庁)執行官事務査察結果について

(6月6日付け高松地裁民訟第200号に基づく報告)

当庁の本庁勤務執行官竹村優司, 同萩森實及び同谷本伸幸の各取扱いにかかる執行官事務について, 標記の査察を実施した結果は下記のとおりです。

記

第1 査察の日

平成24年6月11日

第2 査察担当者

執行官監督官	民事部裁判官	江 尻 禎
執行官監督補佐官	民事首席書記官	伊 村 一 由
同	民事次席書記官	青 野 早余子
同	民事訟廷管理官	小 谷 三千範
同	事務局会計課長	小 西 常 雄
同	主任書記官	渡 邊 正 彦
同補助者	総括執行官	竹 村 優 司

第3 重点査察事項

- 1 事件の受付及び分配に関する事項
- 2 事件の処理に関する事項
- 3 記録, 調書その他の書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

(別紙第1)

- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 7 執行官室の運営に関する事項

第4 査察の結果

帳簿諸票、各執行官が保管している未済事件記録及び平成24年1月から査察日までの既済事件記録を調査した結果は次のとおりです。

1 事件の受付及び分配に関する事項

受付及び分配は、適正迅速になされており、特に問題となる点はなかった。

2 事件の処理に関する事項

(1) 動産執行(執イ)事件

平成24年5月末現在の新受件数は68件で、費用予納後、ほぼ2週間以内に執行に着手しており、適正迅速に処理されていた。

(2) 建物明渡等執行(執ロ)及び仮処分等執行(執ハ)事件

建物明渡等執行事件の平成24年5月末現在の新受件数は40件で、仮処分等執行事件の平成24年5月末現在の新受件数は4件である。建物明渡等執行事件は長期未済事件はなく、仮処分等執行事件は長期未済事件が1件あるものの、本案終了による取下げ待ちのものであり、特に問題となる点はなかった。

(3) 現況調査

平成23年5月末現在の新受件数は74件であったが、平成24年5月末現在の新受件数は142件(うち補充現況5件)であり約2倍に増加している。平成24年6月11日現在、提出期限(通常50日)を超える提出未了事件はなく、順調に処理されていた。

3 記録、調書その他書類の作成に関する事項

動産執行(執イ)事件及び建物明渡等執行(執ロ)事件について、正本還付申請書等に受付印が押されていないものが散見され、記録中に不要な個人情報記載されたものがあったため、今後そのようなことがないように留意する旨指

(別紙第1)

導した。

また、調書その他の書類の誤記、押印漏れ等が数件見られたが、その他は特に問題となる点はなかった。

4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(1) 執行官予納金及び執行官保管金の平成24年6月8日現在の現在高及び件数は次のとおりであった。

ア 執行官予納金 3,398,510円(39件)

イ 執行官保管金 1,868,232円(2件)

(2) 保管金事務処理システム内の執行官予納金及び執行官保管金に関するデータを打ち出し、これと執行事件記録中の執行費用計算書の記載とを対照することにしたが、いずれも符合し、事件記録中に押印漏れ等があったものの、事務処理も適正であった。

(3) 保管物については、査察時において保管中のものは2件(供託書と「香川新聞(平成18年11月号)」)で、いずれも[REDACTED]収納され、その保管状況は適正であった。このうち、廃棄が可能なものについては、廃棄手続が進められる予定である。

6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

特に問題となる点はなかった。

7 執行官室の運営に関する事項

収支明細簿に基づいて領収書等と照合したが、適正に処理がなされていた。

(別紙第2)

平成24年7月3日

高松地方裁判所長 殿

高松地方裁判所丸亀支部

執行官監督官 和 食 俊 朗

平成24年度執行官事務査察の結果について（報告）

当支部填補の執行官竹村優司及び執行官谷本伸幸の取り扱う執行官事務について、査察を実施した結果は下記のとおりです。

記

第1 査察の日 平成24年6月27日

第2 査察担当者	執行官監督官	和 食 俊 朗
	執行官監督補佐官	阪 上 俊 雄
	同	矢 野 正 和
	同	小 西 常 雄
	同補助者	竹 村 優 司

第3 査察の結果

1 事件の受付及び分配に関する事項

事件は適正に受付され、二人の執行官に分配されていた。

2 事件の処理に関する事項

ア 動産執行（執イ）

執行官予納金が納付された後、概ね1週間から2週間以内に執行に着手している。

ほとんどの事件が1か月前後で終了に至っており、全体として順調に処理されている。

イ 明け渡し等執行（執ロ）

執行着手時期は、執行官予納金が納付された後、概ね2週間以内である。

ほとんどの事件が2か月以内に終了に至っており、全体として順調に処理されている。

(別紙第2)

ウ 仮処分等 (執ハ)

もともと係属事件数も少なく、問題なく処理されている。

エ 長期未済事件 (2年以上) に該当する事件もない。

3 記録、調書その他書類の作成に関する事項

適正に記載されている。

4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

適正かつ迅速に処理されている。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(1) 執行官予納金及び執行官事務取扱予納金並びに執行官保管金の平成24年

6月26日現在の現在高及び件数は次のとおりである。

ア 執行官予納金及び執行官事務取扱予納金 670,000円(10件)

イ 執行官保管金 0円(0件)

(2) 保管金事務処理システム内の執行官予納金及び執行官事務取扱予納金並び

に執行官保管金に関するデータを打ち出し、これと執行事件記録中の執行費用計算書の記載とを対照したが、いずれも符合した。

(3) 保管物については、査察時において保管中のものは2件(供託書2通)で

あり、いずれも [REDACTED] 収納され、保管状況は適正であった。

以上

(別紙第3)

平成24年7月5日

高松地方裁判所長 殿

高松地方裁判所観音寺支部

執行官監督官 八 木 文 美

執行官の事務査察結果について

(6月6日付け高松地裁民訟第000200号に基づく実施報告)

当支部執行官竹村優司，同谷本伸幸の取扱いにかかる執行官事務につき，平成24年度第1回（自庁）執行官事務査察を実施した結果は，下記のとおりです。

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1 査 察 日 | 平成24年6月19日（火） |
| 2 査察担当者 | 執行官監督官 八 木 文 美 |
| | 執行官監督補佐官 飛 鷹 司 |
| | 同 多 田 靖 |
| | 同 小 西 常 雄 |
| | 同補助者 竹 村 優 司 |

3 重点査察事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
- (3) 記録，調書その他書類の作成に関する事項
- (4) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- (5) 予納金，保管金及び保管物に関する事項
- (6) 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項
- (7) 執行官室の運営に関する事項

4 査察結果

帳簿諸票，執行官が保管している未済事件記録及び平成24年1月5日（本庁が行った全庁査察）から本査察日当日までの既済事件記録を調査した結果は，次のとおりです。

(1) 事件の受付及び分配に関する事項

事件の受付事務処理及び分配は，原則として当庁執行官事務取扱書記官である多田書記官が行い，記録を作成すると共に，直ちに本庁執行官室に送付している。その後，本庁執行官の竹村執行官及び谷本執行官が随時，当庁に填補で登庁し，執行官事務を処理している。

受付及び保管金の受入れ事務は，執行官の在庁時間を除いては，執行官事務取扱書記官多田靖が行っているところ，事件，保管金の受付事務は，適正に処理されていた。

(2) 事件の処理に関する事項

動産執行事件につき，最初の執行着手までの期間は，費用予納後，平均して2週間以内であり概ね早期に執行着手がなされているが，1か月近くかかっているものが2件あった。この2件については，複雑な事案であり，当事者からの電話録取書もあり，着手の遅れについて特に問題のある事案ではなかった。概して全ての事件について適正に事務処理が行われており，問題はない。

なお，動産執行については，前回の査察までは，執行不能事案においても何度も執行場所に赴いていたような事案が多かったが，今回の査察では全ての事件で1回ないし2回で終わらせており，無駄な執行を押さえようとする努力が窺える。

(3) 記録，調書その他書類の作成に関する事項

概ね事務処理は適正である。調書の誤記・印漏れ，事件簿の既済処理欄にも問題なく，適正に処理されている。

(4) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

(別紙第3)

旅費、差押え、執行立会、弁済金受取、謄本作成等の手数料及び費用は、適正に算定され、請求されている。

(5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

① 執行官予納金及び執行官保管金の平成24年6月18日現在の現在高及び件数は次のとおりである。

ア 執行官予納金 414,464円(5件)

イ 執行官保管金 0円(0件)

② 保管金事務処理システム内の執行官予納金及び執行官事務取扱予納金並びに執行官保管金に関するデータを打ち出し、これと執行事件記録中の執行費用計算書の記載とを対照したが、いずれも符合した。

③ 保管物については、査察時において保管中のものは13件(供託書7通、ネクタイ3本、茶碗1個、グラス1対、腕時計1個)であり、いずれも[REDACTED]
[REDACTED]収納され、保管状況は適正であった。

(6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

帳簿及び記録等は、適正に保管されている。なお、本年2月に執行官が交替したため、平成23年廃棄分が遅れているので、早急に廃棄するよう指示した。

(7) 執行官室の運営に関する事項

特記事項なし。

(別紙第4)

平成25年2月8日

高松地方裁判所長 殿

高松地方裁判所執行官監督官 横 溝 邦 彦

執行官事務査察の査察結果について（報告）

平成24年度第2回（全庁）執行官事務査察を実施した結果は下記のとおりです。

記

実施年月日	被査察庁名	査 察 事 務 担 当 者
平成24年12月 26日（水） （本庁で実施）	本 庁 丸 亀 支 部 観 音 寺 支 部	執行官監督官（不動産執行事件担当裁判官） 江 尻 禎 執行官監督補佐官（民事首席書記官） 伊 村 一 由 同（民事次席書記官） 青 野 早 余 子 同（民事訟廷管理官） 小 谷 三 千 範 同（主任書記官） 渡 邊 正 彦 同（会計課長） 小 西 常 雄 同補助者（総括執行官） 竹 村 優 司

重点査察事項及び査察実施事務の結果の要旨等

第1 重点査察事項

- 1 事件の受付及び分配に関する事項
- 2 事件の処理に関する事項
- 3 記録、調書その他書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 7 執行官室の運営に関する事項

第2 査察結果

帳簿諸票及び平成24年6月から査察日前日までの(執イ)、(執ロ)、(執ハ)等の既済事件記録及び未済事件記録を調査した結果は、次のとおりであった。

1 事件の受付及び分配に関する事項

本庁では執行官において、丸亀支部及び観音寺支部では執行官事務取扱者において、即日受付事務等がなされていた。各支部については、執行官がてん補した際に事件簿で確認しながら記録の交付が行われていた。

2 事件の処理に関する事項

いずれも適正であった。

なお、長期未済事件(受理後2年以上のもの)については、丸亀支部及び観音寺支部は該当事件がなかった。本庁は本案事件終了につき取下げ待ちの仮処分事件が1件あった。

3 記録、調書その他書類の作成に関する事項

本庁、丸亀支部及び観音寺支部における動産執行、明渡執行、仮処分執行関係につき、いずれも適正であった。

4 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

(別紙第4)

(1) 手数料及び費用の算定については、本庁及び各支部とも適正に処理されていた。

(2) 手数料及び費用の請求については、本庁及び各支部とも適正迅速に処理されていた。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(1) 各庁の執行官予納金（執行官事務取扱予納金を含む。）及び執行官保管金の現在高並びに件数は、次のとおりであった。

庁 名	執行官予納金 (円)	執行官保管金 (円)
本 庁 (24・12・25現在)	1, 7 2 1, 0 5 8 (1 9 件)	1, 8 6 6, 7 3 2 (1 件)
丸 亀 支 部 (24・12・25現在)	5 7 0, 0 0 0 (7 件)	0 (0 件)
観 音 寺 支 部 (24・12・25現在)	4 8 8, 9 7 6 (8 件)	0 (0 件)

(2) 保管金事務処理システム内の執行官予納金及び執行官事務取扱予納金並びに執行官保管金に関するデータを打ち出し、これと執行事件記録中の執行費用計算書の記載とを対照したところ、本庁及び各支部とも符合し、事務処理は適正であった。

(3) 保管物について、本庁は査察時に、丸亀支部及び観音寺支部は平成24年12月21日にそれぞれ確認したところ、保管中のものは、本庁が2件（供託書1通及び「香川新聞（18年11月号）」）、丸亀支部が2件（供託書2通）、観音寺支部が7件（供託書7通）であった。いずれも品目、数量等が一致し、

(別紙第4)

現物は[REDACTED]収納されており、その保管状況は適正であった。

6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

本庁、各支部ともいずれも適正に保管、保存され、廃棄事務にも遅れはなかった。また、廃棄処理が遅れていた観音寺支部の平成23年廃棄分については、既に廃棄上申を終え、廃棄待ちの状態であることを確認した。

7 執行官室の運営に関する事項

執行官収支明細簿に基づいて領収書等と照合したところ、本庁、丸亀支部及び観音寺支部のいずれの庁も適正な処理がなされていた。

以 上

(高裁経由)

徳島地裁民訟第23号

(組ろ-05)

平成25年1月18日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

徳島地方裁判所長 清水 節

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察については、別添の各結果報告書記載のとおりです。

添付書類

- 1 自庁査察結果報告書(本庁)写し
- 2 自庁査察結果報告書(阿南支部)写し
- 3 自庁査察結果報告書(美馬支部)写し
- 4 全庁査察結果報告書写し

徳島地裁民訟第 000156 号

(組ろー 0 5)

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

徳島地方裁判所長 殿

徳島地方裁判所執行官監督官 齋 木 稔 久

執行官事務の自庁査察について (報告)

平成 2 4 年度の当庁における標記の査察結果は、別紙のとおりです。

第1 査察年月日，被査察執行官，査察担当者

1 査察年月日 平成24年6月8日

2 被査察執行官

徳島地方裁判所執行官 浦 辺 憲 男

同 大 林 繁 夫

同 十 川 博

3 査察担当者

執行官監督官 裁 判 官 齋 木 稔 久

執行官監督補佐官 民事首席書記官 植 田 恭 弘

同 民事次席書記官 西 山 孝

同 会 計 課 長 安 岡 正 明

同 民事訟廷管理官 野 中 俊 宏

第2 査察事項

1 事件の処理に関する事項

2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

4 予納金，保管金及び保管物に関する事項

5 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

第3 査察の方法

平成24年5月31日（以下「基準日」という。）現在における未済事件及び平成23年12月1日から平成24年5月31日まで（以下「査察基準期間」という。）に完結した既済事件の各記録を検閲し，かつ帳簿諸票，予納金及び保管物について調査した。

第4 査察の結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 事件の動向

平成24年5月31日現在における執行官取扱事件の処理状況は、別紙第1のとおりである。

新受事件動向においては、執イ事件は前年度同期比約54パーセントの減少、執ロ事件は前年度同期と同数、執ハ事件は前年度同期において新受事件の受理がなかったものの本年度は6件の受理が、不動産売却等事件は約27パーセントの減少、現況調査等事件は約15パーセントの減少という状況にあり、執イ事件、不動産等売却事件、現況調査等事件において前年度同期と比較して大幅に減少している。執イ事件の新受事件の減少の一因として、[REDACTED]の申立て数の減少（債権額20万円以下の申立てがなくなった。）が挙げられるとのことであった。

既済・未済事件動向においては、新受件数の減少に伴い既済事件も前年度同期と比較すると減少している。未済事件については、概ね前年度並みといった状況であった。

- (2) 平成24年5月31日現在における受理後2年を超える長期未済事件は、別紙第2のとおり、執ハ事件で1件となっている。同事件は、本案事件が当部に係属中であり、その結果を待っているといった状況であるが担当執行官が本案事件の担当書記官から定期的に進行状況を聴取するなど進行管理も行っていた。
- (3) 現況調査報告書の提出期限徒過状況については、別紙第3のとおり基準日現在、期限を徒過しているものはなかった。
- (4) 査察基準期間内に受理した事件について、その執行着手状況を調査した結果は、別紙第4のとおりである。
 - ① 執イ事件について、別紙第4の3の執行未着手事件の内訳欄記載のその他3件は、うち1件が執行場所不明、うち2件が基準日時点において予納金が未納であった。
 - ② 執ロ事件については、執行手数料予納日後遅くとも20日以内には執行

場所に臨場し明け渡しの催告がなされていた。別紙第4の3の執行未着手事件の内訳欄記載のその他2件は、臨場後執行着手前といった状況であった。

③ 執ハ事件については、執行手数料予納日後1週間以内には執行場所に臨場し執行を行っていた。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

概ね適正に作成されていた。

3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

手数料等の請求は、その都度速やかに請求手続を行っており、適正に処理されていた。

4 保管金の受入、払出手続き及び保管物に関する事項

(1) 執行官予納金及び執行官保管金の受入、払出手続について、保管金提出書、及び保管金払渡請求書並びに事件記録と対査照合したところ、それぞれ適正に処理されていた。

(2) 保管物の取扱いについては、1件あり、平成24年3月5日に受け入れた株券70枚（平成24年執ハ第5号）が[REDACTED]に保管され、その保管方法も適正であった。

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(1) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊は、[REDACTED]等に保管、保存しており、その保管等の状況に問題はなかった。

(2) 新執行官システムの利用においては、平成21年12月25日付け最高裁民三第000991号民事局長通達「執行官の事務におけるコンピュータを利用した運用について」に沿った事務処理がなされていた。また、同システムに記憶した内容について、毎日、外部記憶装置に保存するなどバックアップもなされていた。

(3) 記録の保存については、事件終了後速やかに、新執行官システムを利用し

た平成23年度の事件簿の保存については、プリントアウトしたうえ製本し保存に付していた。記録、帳簿、諸票の廃棄については、平成23年度保存期間満了分まで完了していた。

(別紙第1)

執行官事件等処理状況

徳島地方裁判所本庁
各年5月31日現在

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度
事件等種別				
執 イ 事 件	新 受	184	120	55
	既 済	216	132	50
	未 済	7	11	17
執 ロ 事 件	新 受	33	20	20
	既 済	31	21	24
	未 済	13	7	7
執 ハ 事 件	新 受	0	0	6
	既 済	2	1	5
	未 済	2	1	2
不動産等売却	新 受	273	230	169
	既 済	283	256	181
	未 済	54	37	43
現況調査等	新 受	130	118	100
	既 済	172	122	118
	未 済	40	44	25

(別紙第2)

執行官の長期(受理後2年以上)未済事件調

徳島地方裁判所
平成24年5月31日現在

未済事由	庁 別	本庁	阿南	美馬	計
1 執イ事件		0			0
(1) 競売未了					
(2) 執行停止中					
(3) 債務者全戸不在					
(4) 債権者の申出による中止					
(5) 債務手所在不明					
(6) 予納金不足					
(7) 債権者所在不明					
(8) その他					
2 執ロ事件		0			0
(1) 債権者の申立により執行停止					
(2) 予納金不足					
(3) その他					
3 執ハ事件		1			1
(1) 債権者に照会しても無回答					
(2) 本案事件係属中					
(3) 本執行申立未了					
(4) 債権者所在不明					
(5) その他					

(別紙第3)

未提出現況調査(期限徒過分)一覧表

平成24年5月31日現在

1 徳島地方裁判所本庁

(提出日欄のかっこ内は提出日)

命令年月日	事件番号	提出期限	提出日	超過期間	遅延理由等
該当なし					

※ 本庁集約済みのため、支部はない。

(別紙第4)

執行官の執行着手状況

徳島地方裁判所本庁
平成24年5月31日現在

事件の種類	執イ	執ロ	執ハ	計
執行着手状況				
1 執行着手事件	1	14	5	20
(内訳)				
受理後 7日以内着手			4	4
受理後 14日以内着手		1	1	2
受理後 1か月以内着手				
受理後 2か月以内着手	1	12		13
受理後 2か月を超えて着手		1		1
2 執行着手前に終了した事件	51	7	1	59
(内訳)				
臨場後に終了	50	5	1	56
臨場前に終了	1	2		3
3 執行未着手事件	16	3		19
(内訳)				
債務者全戸不在	2			2
債権者の申出による中止				
執行場所へ未臨場	11	1		12
その他	3	2		5
1, 2, 3の合計	68	24	6	98

(組ろー05)

平成24年7月13日

徳島地方裁判所長 殿

徳島地方裁判所阿南支部

執行官監督官 舟 橋 伸 行

執行官事務の自庁査察について（報告）

平成24年度の標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察年月日、被査察執行官、査察担当者

(1) 査察年月日 平成24年6月15日（金）

(2) 被査察執行官

徳島地方裁判所阿南支部 執行官 西 條 康 弘

(3) 査察担当者

執行官監督官 裁判官 舟 橋 伸 行

執行官監督補佐官 庶務課長 村 田 美 貴

2 重点査察事項

(1) 事件の処理に関する事項

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(5) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

3 査察の方法

平成24年5月31日（以下「査察基準日」という。）現在における未済事件

及び平成23年12月1日から同24年5月31日（以下「査察基準期間」という。）までに完結した既済事件の各記録を検閲し、かつ帳簿諸票、予納金及び保管物について査閲した。

4 査察の結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア 事件の動向

査察基準期間における執行官取扱事件等の処理状況は別紙(1)のとおりである。

過去3年間の同時期と比較すると、執イ・執ロ事件は、平成19年に激減した後、平成22年度、同23年度はほぼ横這いの状況であったが、同24年度の執イ事件は更に減少傾向にある。しかし、執ロ事件は、県営住宅等の明渡し訴訟が多数提起されたため、同判決に基づく事件が増加している。また、現況調査事件は、不動産競売事件の本庁集約により取り扱っていない。

イ 長期未済事件の処理状況

査察基準日現在における受理後3年を超える長期未済事件は、別紙(2)のとおりで、対象となる事件はない。

ウ 執行着手状況

査察基準期間内に受理した事件について、その執行着手状況を調査した結果は別紙(3)のとおりである。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

帳簿諸票、記録、調書等については概ね適正に処理されていた。

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

執行官手数料の請求手続については、速やかにされている。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

ア 執行官事務取扱予納金は、執行官事務取扱書記官が事件を受け付けるのと同時に申立人に保管金提出書を交付又は郵送して納付させている。業者事件

が多いが、1ヶ月以内には納付され受入手続が終了している。予納金受入後直ちに執行官に対し、保管金提出書コピーにより予納金を受け入れた旨を通知し、通知を受けた執行官は直ちに執行費用計算書にその旨を記入押印している。

イ 執行官予納金、執行官事務取扱予納金及び執行官保管金の受入・払出手続について、保管金提出書及び保管金払渡請求書並びに事件記録と対査照合したところ、それぞれ適正に処理されていた。

ウ 保管物の取扱は、査察基準期間中にはなかった。

(5) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

ア 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊は、当庁の [REDACTED] に保管、保存（事件記録については事件番号順に保管・保存）しており、その保管等の状況は概ね良好である。

イ 帳簿諸票及び事件記録の廃棄については、平成23年度の保存期間満了分まで適正に行われている。

以 上

別紙(1)

執 行 官 事 件 等 處 理 狀 況

徳島地方裁判所阿南支部

年度		平成 2 2 年度	平成 2 3 年	平成 2 4 年
事 件 名				
執 (イ) 事件	新 受	1 7	1 8	1 0
	既 済	1 8	1 6	9
	未 済	2	2	1
執 (ロ) 事件	新 受	3	5	6
	既 済	3	5	6
	未 済	0	0	0
執 (ハ) 事件	新 受	1	1	6
	既 済	2	1	6
	未 済	0	0	0
不動産等売却	新 受			
	既 済			
	未 済			
現況調査等	新 受	0	0	0
	既 済	0	0	0
	未 済	0	0	0

平成 2 1 年 5 月 3 1 日現在 (但し、平成 2 1 年

注	は受期件	の0は年事。 表1字3過る の月数後経あ こ6丸理限で	欄現執経 各日、を	は在(過)イシ	各のた	年数、事	5字執件	月で、	3あ口現	1る)況	日。調	現在(但し、 (ハ事) (等)	執査	平に件つ	成につて	2いは	1提	年は出
---	------	--------------------------------------	--------------	-------------	-----	------	------	-----	------	------	-----	-----------------------	----	------	------	-----	----	-----

別紙(2)

執行官の長期（受理後２年以上）未済事件調

徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年５月３１日現在

年 度 別	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
未 済 事 由			
１ 執イ事件	０	０	０
（１）競売未了			
（２）執行停止中			
（３）債務者全戸不在			
（４）債権者の申出による中止			
（５）債権者所在不明			
（６）予納金不足			
（７）債務者所在不明			
（８）その他			
２ 執ロ事件	０	０	０
（１）債権者の申立により執行停止			
（２）予納金不足			
（３）その他			
３ 執ハ事件	０	０	０
（１）債権者に照会しても無回答			
（２）本案事件係属中			
（３）本執行申立未了			
（４）債権者所在不明			
（５）その他			

別紙(3)

自平成24年1月 1日

執行官の執行着手状況調

至平成24年5月31日

事件の種類	執 イ	執 ロ	執 ハ
執行着手状況			
1 執行着手事件	9	4	6
内 訳			
受理後 7日以内着手		1	6
〃 14日以内着手		1	
〃 1か月以内着手	3	2	
〃 2か月以内着手	6	0	
〃 2か月を越えて着手			
2 執行着手前に終了した事件		2	0
内 訳			
臨場後に終了			
臨場前に終了		2	
3 執行未着手事件	1		0
内 訳			
債務者全戸不在			
債権者の申出による中止			
執行場所へ未臨場	1		
履行催告中			
その他			
1, 2, 3の合計	10	6	6

徳島地裁美馬支第8号

(組ろー05)

平成24年6月22日

徳島地方裁判所長 殿

徳島地方裁判所美馬支部

執行官監督官 河 野 匡 志

執行官事務の自庁査察について（報告）

平成24年度の標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察年月日，被査察執行官，査察担当者

(1) 査察年月日 平成24年6月21日（木）

(2) 被査察執行官

徳島地方裁判所美馬支部 執行官 浦 辺 憲 男

(3) 査察担当者

執行官監督官 裁判官 河 野 匡 志

執行官監督補佐官 庶務課長 和 田 秀 敏

2 重点査察事項

(1) 事件の処理に関する事項

(2) 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

(4) 予納金，保管金及び保管物に関する事項

(5) 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

3 査察の方法

平成24年5月31日（以下「査察基準日」という。）現在における未済事件及び平成24年1月1日から同年5月31日（以下「査察基準期間」という。）までに完結した既済事件の各記録を検閲し、かつ帳簿諸票、予納金及び保管物について査閲した。

4 査察の結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア 事件の動向

査察基準期間における執行官取扱事件等の処理状況は別紙第1のとおりである。

イ 長期未済事件の処理状況

査察基準日現在における受理後2年を超える長期未済事件は、別紙第2のとおりで、対象となる事件はない。

ウ 執行着手状況

査察基準期間内に受理した事件について、その執行着手状況を調査した結果は別紙第3のとおりである。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

適正に作成されている。

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

請求手続については、少なくとも毎月1回は行われており、その算定も適正になされている。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

ア 執行官事務取扱予納金は、執行官事務取扱書記官が事件を受理するのと同時に、申立人に保管金提出書を交付又は郵送して納付させている。

イ 執行官予納金、執行官事務取扱予納金及び執行官保管金の受入・払出手続について、事件記録と関係書類とを対照したところ、適正に処理されていた。

(5) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

ア 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊は，

に保管，保存している。

イ その廃棄について，平成２３年度の保存期間満了分まで適正に行われて
いる。 以 上

(別紙1)

執行官事件処理等処理状況

徳島地方裁判所美馬支部

各年5月31日現在

事件等種別 \ 年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度
執イ事件	新受	22	18	6
	既済	26	20	9
	未済	3	2	0
執ロ事件	新受	3	3	2
	既済	2	5	2
	未済	1	0	0
執ハ事件	新受	0	0	0
	既済	0	0	0
	未済	0	0	0
不動産等売却	新受			
	既済			
	未済			
現況調査等	新受	0	0	0
	既済	0	0	0
	未済	0	0	0

(別紙2)

執行官の長期(受理後2年以上)未済事件調

徳島地方裁判所美馬支部

平成24年年5月31日現在

未済事由 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1 執イ事件	0	0	0
(1) 競売未了			
(2) 執行停止中			
(3) 債務者全戸不在			
(4) 債権者の申出による中止			
(5) 債務者所在不明			
(6) 予納金不足			
(7) 債権者所在不明			
(8) その他			
2 執ロ事件	0	0	0
(1) 債権者の申立により執行停止			
(2) 予納金不足			
(3) その他			
3 執ハ事件	0	0	0
(1) 債権者に照会しても無回答			
(2) 本案事件係属中			
(3) 本執行申立未了			
(4) 債権者所在不明			
(5) その他			

(別紙3)

執行官の執行着手状況

徳島地方裁判所美馬支部

平成24年年5月31日現在

事件の種類 執行着手状況	執イ	執ロ	執ハ	計
1 執行着手事件	0	0	0	0
(内訳)				
受理後 7日以内着手				
受理後 14日以内着手				
受理後 1か月以内着手				
受理後 2か月以内着手				
受理後 2か月を超えて着手				
2 執行着手前に終了した事件	6	2	0	8
(内訳)				
臨場後に終了	6	2	0	8
臨場前に終了				
3 執行未着手事件	0	0	0	0
(内訳)				
債務者全戸不在				
債権者の申出による中止				
執行場所へ未臨場				
履行勧告中				
その他				
1, 2, 3の合計	6	2	0	8

徳島地裁民訟第8号

(組ろー05)

平成25年1月7日

徳島地方裁判所長 殿

徳島地方裁判所執行官監督官 齋 木 稔 久

執行官事務の全庁査察について(報告)

標記の平成24年度第2回(全庁)査察の結果は、別紙のとおりです。

(別紙)

執行官事務査察結果

第1 実施年月日，被査察庁，被査察執行官，査察担当官

被査察庁及び被査察執行官	査 察 年 月 日	査 察 担 当 者 等
徳島地方裁判所本庁 執行官 太 林 繁 夫 十 川 博 浦 辺 憲 男	平成24年12月 25日(木)	執行官監督官 (民事部総括裁判官) 齋 木 稔 久 執行官監督補佐官 (民事首席書記官) 植 田 恭 弘 執行官監督補佐官 (民事次席書記官) 西 山 孝 執行官監督補佐官 (会計課長) 安 岡 正 明 執行官監督補佐官 (民事訟廷管理官) 野 中 俊 宏
徳島地方裁判所阿南支部 執行官 西 條 康 弘	平成24年12月 20日(木)	総括執行官 浦 辺 憲 男
徳島地方裁判所美馬支部 執行官 浦 辺 憲 男	平成24年12月 25日(木)	

第2 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- 4 予納金，保管金及び保管物に関する事項
- 5 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

第3 査察の方法

徳島地方裁判所，同阿南支部及び同美馬支部につき，各査察日の前月末日現在における各未済事件及び平成24年度自庁査察基準期間以降に完結した既済事件の記録を検閲し，かつ帳簿諸票，予納金及び保管物について調査した。

第4 査察結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 事件の動向

- ア 執行官取扱事件の処理状況は，別紙第1のとおりである。
- イ 長期未済事件は，別紙第2のとおりである。
- ウ 現況調査報告書の未提出分については，別紙第3のとおりである。
- エ 査察対象期間に受理した事件について，その執行着手状況を調査した結果は，別紙第4の1から別紙第4の3のとおりである。

(2) 結果の要旨

いずれの庁においても，概ね適正に処理されていた。新受件数は，昨年同期と比較すると，執イ事件は，本庁及び両支部ともに減少しており全体として約37パーセントの減少，執ロ事件は全体として約26パーセントの増加，執ハ事件は3倍増といった状況であった。また，不動産売却件数，現況調査等件数においてはそれぞれ約25パーセントの減少といった状況であった。

2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

- (1) 本庁においては，適正に処理されていた。
- (2) 阿南支部においては，執行費用計算書の「職務の場所（距離）」欄には旅費額の算出基礎が明らかとなる程度に記載する必要があるところその記載のないものがあった。
- (3) 美馬支部においては，民事送達事件簿の領収欄の記載のないもの，平成22年度，平成23年度強制執行等事件簿（執イ）の予納金の精算欄の記載において，予納のない場合には斜線を引くべきところその記載がなされていなかった。

3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

手数料及び費用の算定は、正確に計算されていた。手数料の請求手続も遅滞なく行われており、本庁においては、執イ、執ロ、執ハ事件とも各個の事務を完了した後等その都度、阿南支部においては、事件終了後、美馬支部においては毎月1、2回程度の割合で請求手続を行っていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

- (1) 執行官予納金等の受入・払出については、本庁及び両支部とも適正に処理されていた。
- (2) 保管物の取扱いについては、本庁において1件あり、保管物が株券であったことから[REDACTED]に保管しており、その保管方法も適正であった。両支部においては、取扱いはなかった。

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

- (1) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊は、本庁及び両支部の[REDACTED]に保管、保存しており、その保管等の状況は良好であった。なお、美馬支部において、平成20年度、平成21年度の強制執行等事件簿が保存されているのに、保存簿にその旨の記載がなかった。
- (2) 記録、帳簿、諸票の廃棄は、平成23年度の保存期間満了分まで適正に行われていた。

(別紙第1)

執行官事件等処理状況

徳島地方裁判所
平成24年11月30日現在

		本庁	阿南	美馬	計
執 イ 事 件	新 受	108	23	15	146
	(昨年度)	171	27	30	228
	既 済	114	23	18	155
	(昨年度)	188	34	32	254
	未 済	6	0	0	6
	(昨年度)	6	1	2	9
執 ロ 事 件	新 受	74	19	8	101
	(昨年度)	64	6	10	80
	既 済	72	18	7	97
	(昨年度)	59	6	9	74
	未 済	13	2	1	16
	(昨年度)	13	1	3	17
執 ハ 事 件	新 受	9	6	0	15
	(昨年度)	3	2	0	5
	既 済	5	5	0	10
	(昨年度)	4	2	0	6
	未 済	5	1	0	6
	(昨年度)	1	0	0	1
不動産等売却	新 受	355			355
	(昨年度)	476			476
	既 済	375			375
	(昨年度)	489			489
	未 済	35			35
	(昨年度)	50			50
現況調査等	新 受	213			213
	(昨年度)	284			284
	既 済	227			227
	(昨年度)	271			271
	未 済	29			29
	(昨年度)	61			61

(別紙第2)

執行官の長期（受理後2年以上）未済事件調

徳島地方裁判所

平成24年11月30日現在

庁 別	本 庁	阿 南	美 馬	計
未 済 事 由				
1 執 イ 事 件	0	0	0	0
(1) 競 売 未 了				
(2) 執 行 停 止 中				
(3) 債 務 者 全 戸 不 在				
(4) 債 権 者 の 申 出 に よ る 中 止				
(5) 債 務 者 所 在 不 明				
(6) 予 納 金 不 足				
(7) 債 権 者 所 在 不 明				
(8) そ の 他				
2 執 ロ 事 件	0	0	0	0
(1) 債 権 者 の 申 立 に よ り 執 行 停 止				
(2) 予 納 金 不 足				
(3) そ の 他				
3 執 ハ 事 件	1	0	0	1
(1) 債 権 者 に 照 会 し て も 無 回 答				
(2) 本 案 事 件 係 属 中	1			1
(3) 本 執 行 申 立 未 了				
(4) 債 権 者 所 在 不 明				
(5) そ の 他				

(別紙第3)

未提出現況調査(期限徒過分)一覧表

平成24年11月30日現在

(提出日欄のかっこ内は提出日)

命令年月日	事件番号	提出期限	提出日	超過期間	遅延理由等
該当事件なし					

※ 本庁集約のため、支部はない。

(別紙第4の1)

執行官の執行着手状況

徳島地方裁判所本庁
平成24年11月30日現在

事件の種類 執行着手状況	執 イ	執 ロ	執 ハ	計
1 執行着手事件	1	39	2	42
内 訳				
受理後 7日以内着手		4	2	6
〃 14日以内着手		4		4
〃 1か月以内着手		1		1
〃 2か月以内着手	1	30		31
〃 2か月を超えて着手				
2 執行着手前に終了した事件	46	4	0	50
内 訳				
臨場後に終了	45	3		48
臨場前に終了	1	1		2
3 執行未着手事件	6	11	1	18
内 訳				
債務者全戸不在				
債権者の申出による中止				
執行場所へ未臨場	3	1		4
履行勧告中		7		7
そ の 他	3	3	1	7
1, 2, 3の合計	53	54	3	110

(別紙第4の2)

執行官の執行着手状況

徳島地方裁判所阿南支部
平成24年11月30日現在

事件の種類	執 イ	執 ロ	執 ハ	計
執行着手状況				
1 執行着手事件	0	10	0	10
内 訳				
受理後 7日以内着手				
〃 14日以内着手		1		1
〃 1か月以内着手		2		2
〃 2か月以内着手		7		7
〃 2か月を超えて着手				
2 執行着手前に終了した事件	13	3	0	16
内 訳				
臨場後に終了	13	3		16
臨場前に終了				
3 執行未着手事件	0	0	0	0
内 訳				
債務者全戸不在				
債権者の申出による中止				
執行場所へ未臨場				
履行勧告中				
そ の 他				
1, 2, 3の合計	13	13	0	26

(別紙第4の3)

執行官の執行着手状況

徳島地方裁判所美馬支部
平成24年11月30日現在

事件の種類	執 イ	執 ロ	執 ハ	計
執行着手状況				
1 執行着手事件	0	4	0	4
内 訳				
受理後 7日以内着手				
〃 14日以内着手				
〃 1か月以内着手		1		1
〃 2か月以内着手		3		3
〃 2か月を超えて着手				
2 執行着手前に終了した事件	9	1	0	10
内 訳				
臨場後に終了	9	1		10
臨場前に終了				
3 執行未着手事件	0	1	0	1
内 訳				
債務者全戸不在				
債権者の申出による中止				
執行場所へ未臨場				
履行勧告中				
そ の 他		1		1
1, 2, 3の合計	9	6	0	15

(高松高裁経由)
高知地裁民訟第50号
(組ろー05)
平成25年2月1日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高知地方裁判所長 中 村 隆 次

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

第1 自庁査察

1 査察した執行官室、査察年月日及び査察官

査察した執行官室	査 察 年 月 日	査 察 官
高知地方裁判所本庁	平成24年6月21日	執行官監督官
執行官 堀 幸則		裁判官 松 田 典 浩
同 井上雅夫		執行官監督補佐官
同 笹岡雄彦		民事首席書記官 山 崎 晃
同 高橋直基		民事次席書記官 松 尾 治 子
		民事訟廷管理官 門 脇 重 光
		主任書記官 竹 内 正 浩
		会計課長 前 田 正 之
		補助者 山 本 明
		補助者 植 田 克 幸
		補助者 入 交 純 子

高知地方裁判所 須崎支部 本庁執行官の兼務	平成24年6月28日	執行官監督官 裁判官 名 島 亨 卓 執行官監督補佐官 主任書記官 森 正 人 会計課長 前 田 正 之
高知地方裁判所 安芸支部 本庁執行官の兼務	平成24年6月27日	執行官監督官 裁判官 向 井 志 穂 執行官監督補佐官 主任書記官 中 矢 公 司 会計課長 前 田 正 之
高知地方裁判所 中村支部 本庁執行官の兼務	平成24年6月14日	執行官監督官 裁判官 寺 元 義 人 執行官監督補佐官 主任書記官 中 町 節 保 主任書記官 大 橋 富 生 会計課長 前 田 正 之

2 査察範囲

平成23年11月1日から平成24年5月31日までの全既済記録及び査察当日の全未済記録

3 重点査察事項及び査察結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア (執イ), (執ロ), (執ハ) の各種執行事件の処理状況

本庁及び各支部とも、各種執行事件は、執行費用予納後、おおむね迅速に執行に着手され、順調に処理されている。受理後1年以上経過の未済事件が、本庁2件（担保収益執行2件）、須崎支部2件（仮処分2件）、中村支部1件（仮処分）あるが、いずれもやむを得ない理由に基づくものであった。

イ 現況調査命令の処理状況

不動産競売事件は支部事件全てを本庁に集約しているため、本庁のみの査察事項である。査察日現在で提出期限を過ぎているものが4件あるが、換地処分後の物件の特定に時間を要したものの、農業委員会の回答待ちのものといった理由に基づくものであった。進行につき執行裁判所と協議を行い、工程表に基づき期限内の計画的提出を行うよう指導した。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

本庁及び各支部とも概ね適正に処理されていた。

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

本庁及び各支部とも適正に処理されていた。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

本庁及び各支部とも予納金の取扱いは適正であり、保管金及び保管物の取扱いはなかった。

(5) 総括執行官の指導監督に関する事項（本庁のみ）

総括執行官は、毎月統計資料等により全執行官の事務処理状況を把握した上、複雑困難な事件について、援助執行官として関与したり、全執行官と協議したりして指導監督している。新任執行官が2年連続で4月に配置されたが、前年度の育成の成果を基に導入研修をOJT等により効果的に行ったことで、新任執行官が順調に職務遂行を果たしている。全執行官と執行官監督官及び執行官監督補佐官の間で毎開札日に行うミーティングでも、事件処理状況の報告、懸案事件の処理方法等について協議している。これにより総括執行官を中心とした組織としての事務処理態勢が構築されている。

第2 全庁査察

1 査察した執行官室，査察年月日及び査察官

査察した執行官室	査 察 年 月 日	査 察 官
高知地方裁判所本 庁 執行官 堀 幸則 同 井上雅夫 同 笹岡雄彦 同 高橋直基	平成24年12月3日	執行官監督官 裁判官 松 田 典 浩 執行官監督補佐官 民事首席書記官 山 崎 晃 民事次席書記官 松 尾 治 子 民事訟廷管理官 門 脇 重 光 主任書記官 竹 内 正 浩 会計課長 山 沖 博 史 補助者 常 徳 孝 司 補助者 山 本 明 補助者 岡 部 加 奈
高知地方裁判所 須崎支部 安芸支部 中村支部 いずれも本庁執行 官の兼務	平成24年12月19日	執行官監督官 裁判官 松 田 典 浩 執行官監督補佐官 民事首席書記官 山 崎 晃 民事次席書記官 松 尾 治 子 民事訟廷管理官 門 脇 重 光 主任書記官 竹 内 正 浩 会計課長 山 沖 博 史

2 査察範囲

平成24年6月1日から同年10月31日までの全既済記録及び査察当日
の全未済記録

3 重点査察事項及び査察結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア (執イ), (執ロ), (執ハ) の各種執行事件の処理状況

本庁及び各支部とも、各種執行事件は、執行費用予納後、速やかに執行に着手され、順調に処理されている。受理後1年以上経過の未済事件は、本庁3件(仮処分1件、担保収益執行2件)、須崎支部2件(仮処分2件)、中村支部1件(仮処分)で、いずれもやむを得ない理由に基づくものであった。

イ 現況調査命令の処理状況

査察日現在で提出期限を過ぎているものはない。作業工程表を作成して調査時期及び事項を明確にし、進行につき執行裁判所との協議が行われている。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

本庁及び各支部の取扱いともおおむね適正に処理されていた。

(3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

概ね適正に処理されていた。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金の取扱いは適正であり、保管金及び保管物の取扱いはなかった。

(5) 総括執行官の指導監督に関する事項(本庁のみ)

総括執行官は、6月査察時同様に、必要に応じて他の執行官の指導監督や執行官監督官等への報告等を行っている。執行官と執行官監督官等とのミーティングが活用され、総括執行官を中心とした組織としての執行官事務処理がなされ、必要に応じた指導監督が行われている。今後は、現況調査報告の提出時期について、期限厳守をより徹底するための監督、また、競売制度をより効果的なものとするための方策としてファーストトラック制の導入といったシステムの変更を行ったときの円滑な導入指導などにつき、総括執行官からの指導監督が十分行われるよう執行官監督官からの指導を行っていく。

(高裁経由)

松山地裁民訟第34号

(組ろー05)

平成24年2月1日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

松山地方裁判所長 林 秀 文

執行官事務査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、別添のとおりです。

平成24年7月19日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 河 邊 義 典

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所
執 行 官 氏 名	宇都宮昌二郎, 辻田博之, 松本高明, 深川國仁, 櫛辺哲雄, 若林和民
実 施 年 月 日	平成24年6月29日
査 察 を 実 施 し た 者	所 長 河 邊 義 典 民事首席書記官 上 田 英 人 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 大 角 文 之 主 任 書 記 官 水 野 太 平 会 計 課 長 川 村 哲 会計課課長補佐 高 石 祥 一
査 察 対 象 期 間	平成23年12月20日～平成24年6月29日
査 察 の 方 法	■自庁査察 □全庁査察
査察事項（特記事項は、■有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 □有 ■無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☒有 ☐無

誤って他の裁判所を提出先として表示した申立書について、捨印による訂正処理をしないまま手続を進めているものがあつたので、受付時に速やかに申立債権者と連絡を取った上で訂正処理を行うよう指導した。

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年6月5日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所西条支部

執行官監督官 熱 田 康 明

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所西条支部
執 行 官 氏 名	深 川 國 仁, 櫛 辺 哲 雄
実 施 年 月 日	平成24年6月4日
査 察 を 実 施 し た 者	裁判官熱田康明 庶務課長堀野健三
査 察 対 象 期 間	平成23年12月14日～平成24年6月4日
査 察 の 方 法	■自庁査察 □全庁査察
査察事項（特記事項は、■有の場合、記載する。）	
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 □有 ■無	
2 事件の受付及び分配に関する事項 特記事項 □有 ■無	
3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】 (1) 動産執行 特記事項 □有 ■無	

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☒有 ☐無

本年1月に受理した代替執行事件で、当事者間に和解の可能性があるとして、4回に亘って中止（臨場後）されているが、中止調書に具体的な理由が記載されていない。未済事件として、相当と判断できるよう、その理由を明確に調書に残しておくよう指導した。

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年6月21日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所今治支部

執行官監督官 光 吉 恵 子

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所今治支部
執 行 官 氏 名	深川國仁，櫛辺哲雄
実 施 年 月 日	平成24年6月11日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所今治支部 裁 判 官 光 吉 恵 子 庶務課長 若 藤 茂 樹
査 察 対 象 期 間	平成23年11月26日～平成24年6月11日
査 察 の 方 法	■自庁査察 □全庁査察

査察事項（特記事項は、■有の場合、記載する。）

1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☒有 ☐無

予納金受入から概ね1週間以内には執行に着手されており、2週間を超えて着手されたものはないものの、1週間経過後の着手となっているものが数件あったため、迅速な執行開始に努めるよう指導した。（ただし、平成24年4月以降申立て分については該当なし）

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☒有 ☐無

同一債権者・債務者間の土地家屋明渡執行事件と動産執行事件が同時に申し立てられ、明渡執行事件の催告調書においては、債務者と

面談した旨の記載がされ、動産執行事件においては、同一期日でありながら全戸不在として中止調書が作成されている。債務者と面談しているのであれば、執行不能等として処理するように指導した。

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☒有 ☐無

催告・執行期日の調書において、占有状況の記載が的確になされていないものが散見されたため、占有実態に即した的確な記載をするように指導した。

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

- 10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

- 11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

平成24年6月22日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所大洲支部

執行官監督官 鈴木基之

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所大洲支部
執 行 官 氏 名	若林和民・辻田博之
実 施 年 月 日	平成24年6月22日
査 察 を 実 施 し た 者	裁判官鈴木基之・主任書記官兼庶務課長名越弘志
査 察 対 象 期 間	平成23年12月1日～平成24年6月22日
査 察 の 方 法	☒ 自庁査察 ☐ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。）	
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	
2 事件の受付及び分配に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	
3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】	
(1) 動産執行 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	
(2) 現況調査 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
項その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年6月14日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所宇和島支部

執行官監督官 田 中 健 司

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所宇和島支部
執 行 官 氏 名	若 林 和 民
実 施 年 月 日	平成24年6月13日
査 察 を 実 施 し た 者	裁 判 官 田 中 健 司 上席主任書記官 河 本 悦 尾
査 察 対 象 期 間	平成23年12月7日～平成24年6月13日
査 察 の 方 法	■自庁査察 □全庁査察
査察事項（特記事項は、■有の場合、記載する。）	
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 □有 ■無	
2 事件の受付及び分配に関する事項 特記事項 □有 ■無	
3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】	
(1) 動産執行 特記事項 □有 ■無	
(2) 現況調査	

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☒有 ☐無

不動産占有移転禁止の仮処分執行事件4件につき、本案（上訴）事件は終局したが、債権者から強制執行（建物収去土地明渡）申立てがされないため未済となっている。定期的な点検はなされている。

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金、保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する口を塗りつぶす。

平成24年12月25日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 林 秀 文

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所
執 行 官 氏 名	宇都宮昌二郎, 辻田博之, 松本高明
実 施 年 月 日	平成24年12月21日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所 所 長 林 秀 文 民事首席書記官 上 田 英 人 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 山 崎 健 次 主 任 書 記 官 水 野 太 平 会 計 課 長 川 村 哲 会計課課長補佐 高 石 祥 一
査 察 対 象 期 間	平成24年6月30日～平成24年12月21日
査 察 の 方 法	☐ 自庁査察 ☒ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金，保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年12月12日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 林 秀 文

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所西条支部
執 行 官 氏 名	深川國仁，櫛辺哲雄
実 施 年 月 日	平成24年12月11日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所 所 長 林 秀 文 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 山 崎 健 次 主 任 書 記 官 水 野 太 平 民事部書記官 山 下 哲 孝 会 計 課 長 川 村 哲
査 察 対 象 期 間	平成24年6月5日～平成24年12月11日
査 察 の 方 法	☐ 自庁査察 ☒ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金，保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☒有 ☐無

前回自庁査察における指導事項については，改善が見られた。引き続き
事件処理の経緯の記録化につき留意するよう指導した。

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年11月20日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 林 秀 文

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所大洲支部
執 行 官 氏 名	辻田博之, 若林和民
実 施 年 月 日	平成24年11月19日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所 所 長 林 秀 文 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 山 崎 健 次 主任書記官 水 野 太 平 会 計 課 長 川 村 哲
査 察 対 象 期 間	平成24年6月23日～平成24年11月19日
査 察 の 方 法	☐ 自庁査察 ☒ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金，保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年11月29日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 林 秀 文

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所今治支部
執 行 官 氏 名	深川國仁, 櫛辺哲雄
実 施 年 月 日	平成24年11月28日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所 所 長 林 秀 文 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 山 崎 健 次 主 任 書 記 官 水 野 太 平 会計課課長補佐 高 石 祥 一
査 察 対 象 期 間	平成24年6月12日～平成24年11月28日
査 察 の 方 法	☐ 自庁査察 ☒ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金，保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☒有 ☐無

前回自庁査察における指導事項については，いずれも改善されていた。

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。

平成24年11月19日

松山地方裁判所長 殿

松山地方裁判所

執行官監督官 林 秀 文

執行官事務査察結果報告書

被 査 察 庁	松山地方裁判所宇和島支部
執 行 官 氏 名	若林和民
実 施 年 月 日	平成24年11月16日
査 察 を 実 施 し た 者	松山地方裁判所 所 長 林 秀 文 民事次席書記官 河 野 博 文 民事訟廷管理官 山 崎 健 次 主 任 書 記 官 水 野 太 平 会計課課長補佐 高 石 祥 一
査 察 対 象 期 間	平成24年6月14日～平成24年11月16日
査 察 の 方 法	☐ 自庁査察 ☒ 全庁査察
査察事項（特記事項は、 ☒ 有の場合、記載する。） 1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 特記事項 ☐ 有 ☒ 無	

2 事件の受付及び分配に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

3 事件の処理に関する事項【重点査察事項】

(1) 動産執行

特記事項 ☐有 ☒無

(2) 現況調査

特記事項 ☐有 ☒無

(3) 保全執行

特記事項 ☐有 ☒無

(4) 明渡・引渡執行

特記事項 ☐有 ☒無

(5) 申立受理後処理に1年以上を要している長期未済事件

特記事項 ☐有 ☒無

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

6 予納金，保管金及び保管物に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

7 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

8 執行官室の運営に関する事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

9 執行官の使用する事務員に関する事項

特記事項 ☐有 ☒無

10 過去の査察において問題がある旨指摘された事項の改善の有無に関する事項
その他必要と認める事項【重点査察事項】

特記事項 ☐有 ☒無

11 その他

特記事項 ☐有 ☒無

(注意) 該当する□を塗りつぶす。